



鳥取県公報

平成 26 年 4 月 7 日 (月)
号外第 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 調達公告 総合評価一般競争入札の実施 (情報政策課) 2

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県庁基幹システム再構築に係るプロジェクトマネジメント等業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日まで

(4) 履行場所

鳥取県本庁舎等、鳥取県が指定する場所及び受注者の事業所

(5) 入札方法

ア 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に示す参加表明書その他の書類を平成26年4月22日（火）午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない。

イ 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成26年4月7日（月）から同年5月16日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成26年4月7日（月）から同年5月16日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良又はその他の委託等の監査・コンサルティングのいずれかであること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成26年4月16日（水）午後5時までに4(2)の場所に提

- 出すること。
- オ 過去 5 年以内に国、都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）において、財務会計、税務、給与及び共通基盤（これに相当するものを含む。以下同じ。）のうちいずれかのシステムの構築、構築（再構築を含む。）に係る基本方針の策定又は基本設計書の作成の支援業務を元請けとして受託した実績を有すること。
- カ 本件業務の履行期間中、次の履行体制を確保すること。
- （ア） 本件業務の総括責任者（以下「プロジェクトマネージャー」という。）として、過去 5 年以内に国、都道府県又は指定都市において、財務会計、税務、給与及び共通基盤のうちいずれかのシステムの構築、構築（再構築を含む。）に係る基本方針の策定又は基本設計書の作成の支援業務に従事した経験を有する者を、本件業務に専任として配置すること。
- （イ） プロジェクトマネージャーには、PMI（Project Management Institute）の PMP（Project Management Professional）又は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「プロジェクトマネージャ」の認定資格を保有している者を配置すること。
- （ウ） プロジェクトマネージャーの指揮のもとで、本件業務に従事する者として、財務会計、税務、給与及び共通基盤のうちいずれかのシステムコンサルティング（業務分析、調達仕様書作成、開発監理支援、運用評価支援等）に従事した経験を有する者を、本件業務の遂行に支障がないよう適切に配置すること。
- キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- （2） 共同企業体に関する要件
- ア 構成員は、（1）のアからウまでの全てに該当すること。
- イ 次の業種区分の競争入札参加資格のいずれかを有する者を構成員のうちに含むこと。
- （ア） 情報処理サービスのシステム等開発・改良
- （イ） その他の委託等の監査・コンサルティング
- なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成 26 年 4 月 16 日（水）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。
- ウ 構成員の 1 以上の者が（1）のオの実績を有すること。
- エ 共同企業体として、（1）のカの履行体制を確保できること。
- オ 共同企業体が、2 以上の者により自主的に結成されたものであること。
- カ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- キ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- ク 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- （ア） 目的
- （イ） 共同企業体の名称
- （ウ） 構成員の名称及び所在地
- （エ） 代表者の名称
- （オ） 代表者の権限
- （カ） 構成員の出資比率
- （キ） 構成員の責任
- （ク） 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- （ケ） 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- （コ） 取引金融機関
- （サ） 解散後のかし担保責任
- （シ） その他必要な事項

ケ 構成員は県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課

電話 0857-26-7094

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付の方法

入札説明書その他の資料は、平成26年4月7日（月）から同年5月16日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成26年4月7日（月）から同年5月16日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成26年5月16日（金）午後5時

イ 提出場所

（1）に同じ。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

ア 日時

平成26年5月16日（金）午後5時

イ 場所

（1）に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に平成26年4月22日（火）の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したものうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Basic designs and Project management services for Tottori Prefectural Government mission critical systems reconstruction : 1 set

(2) Time limit of the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 22, April, 2014

(3) Time limit of the submission of tenders : 5 : 00 PM, 16, May, 2014

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-city, Tottori 680-8570 Japan TEL 0857-26-7094